

# 子どもの貧困解決に向けた 教育支援に関する提言

全国子どもの貧困・教育支援団体協議会

2019年 2月 27日 (水)

## 子どもの貧困解決に向けた教育支援に関する提言

全国子どもの貧困・教育支援団体協議会

生活困窮世帯の子どもたちは生活体験の乏しさや学習の遅れ等の要因から、不登校・中途退学等、学校生活への不適應を発生しやすく、社会とのつながりも弱くなり、さらに困窮化が拡大しています。

とりわけ、家庭内で被虐待の体験がある子ども、外国にルーツをもち、日本語の習得支援が必要な子ども等、地域の中で孤立傾向にある者は学校生活に適應できずに困窮状況がさらに悪化している実態があります。こうした子どもたちの社会的孤立の防止と自立支援を目的に放課後等の学習支援、食事等の生活支援を行うことを目的とした学習支援教室（居場所）の存在が、子どもの社会との連帯感や子ども自身の自己肯定感を高め、学校生活への積極的な参加も可能とし、社会とのつながりも大きくなると考えられます。

子どもの自己肯定感を高めるためには、全国に放課後の居場所を充実させ、学びと文化の交流の場をつくる必要があります。とりわけ「社会やものごとへの関心」「なかまをつくる力」「がまんする力」「がんばる力」という非認知スキルを育て、豊かなコミュニケーションのための言葉にとどまらず、学習言語を習得し、「学びに向かう力」を高めることこそ、子どもたちが社会参加の力を獲得する最良の方策と考えます。

「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」は、すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、同じスタートラインに立つことができ、夢や希望を持てる社会の実現を目指します。我々は、学校内外の教育の格差是正のための教育支援活動のさらなる推進に取り組むため、以下の事項を提案致します。

### 1. 学校外における教育支援への提言

- ① **子どものニーズに沿った柔軟な教育支援の拡大**
- ② **より多くの子どもに教育支援を届けるアプローチ整備**
- ③ **多様な人材を活用可能な体制整備**
- ④ **行政間・行政と地域の民間団体間の連携強化**
- ⑤ **財源・必要資源の拡充**
- ⑥ **生活困窮者自立支援法の発展を目的とする調査・意見交換の場の設置**

### 2. 学校内における教育支援への提言

- ① **学校内における教育支援内容の見直し**

## 1. 学校外における教育支援への提言

### ① 子どものニーズに沿った柔軟な教育支援の拡大

子どもを取り巻く課題は多種多様です。外国にルーツをもち日本語習得が困難、スローラーナーや発達障害等の学習特性による学校教育からの遅れ、十分な食事をとれない家庭環境、幼い兄弟姉妹を世話するヤングケアラー等、経済的困窮に加え子ども一人ひとりに個別の課題が積み重なり、複雑化しています。

教育支援が必要な子どもたちには、それぞれの課題状況に合わせ、柔軟な支援の提供が必要となります。例えば、親との相談、生活相談、食事提供等、一見“学習”に特化していないように見えても、子どもの“学習環境”を整えるために必要な生活支援が、子どもの学びに結びつきます。我々は子どものニーズに沿った、真に意味のある教育支援を届けられるよう、以下の教育支援が十分に行える枠組みの整備を提案します。

- 多様な機能を併せ持つ学習支援教室の整備
  - ◇ 食事提供や、居場所支援、ソーシャルワークの機能を包含した学習支援教室の設置
  - ◇ 外国人の子どもたちへの言語教育・母語を維持するための学びの保障の設置
  - ◇ 食事を十分に食べられない子ども向けに食事提供が可能な学習支援教室の設置
  - ◇ 親や関係者との相談、進路相談を保障した事業の設置
  - ◇ 文化・スポーツ・体験活動を含めた学びの提供の拡大
  - ◇ スタディクーポン（学校外教育クーポン）や、ICTを活用した教育支援スキームの促進
    - 教室タイプ、訪問タイプ、クーポン等、地域特性を考慮した教育支援の利用方法の多様化

### ② より多くの子どもに教育支援を届けるアプローチ整備

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の実施数は年々増加しているものの、平成29年度の実施割合は約56%に留まります。

生活困窮者自立支援法（以下、生困法と略）の趣旨では『現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者』も学習支援事業の対象として定められています。しかし、任意事業であることや補助率が1/2であることから、自治体への強制力がなく、かつ費用負担が大きいため、各自治体のやる気と資金状況に支えられています。そのため、支援を受けられる子どもにもばらつきが生じ、本当に教育支援が必要な子どもに支援が届けられていない状況です。

学習支援事業が全国に広まり、生困法の趣旨通りに教育支援を必要とする子どもすべてが支援を受けることができるよう、以下の事項を提案します。

- 生困法において、学習支援事業を任意事業ではなく必須事業へ
- 教育支援に関する国の費用負担（補助率）を 1/2 から 2/3 へ
  - ◇ 自治体による教育支援活動の取り組みの推進と支援拠点の増加
  - ◇ 利用生徒（世帯）数・割合の増加
- 生困法の趣旨に則り、教育支援を受けられる子どもにもばらつきが生じないよう自治体に提示
  - ◇ 自治体の裁量により対象者を決めるのではなく、教育支援が必要な子どもすべてを対象に

- ◇ 地区内外に縛られず、子どもの人間関係や地理的条件を考慮した上で支援先を選択可能な枠組みの整備
- ◇ 学習支援教室にさまざまな理由でこられない子どもたちへの支援の設置
  - アウトリーチの手法を使い家庭での支援を実施

### ③ 多様な人材を活用可能な体制整備

教育支援事業を行う団体数は増えているものの、年々複雑化する社会問題・構造に合わせ、子どもの課題も複雑化しています。多種多様なスキルを保有した人材を活用し、安定して教育支援を届けられる体制を整備する必要がある一方で、現在教育支援に取り組んでいる団体の人材だけでは、質・量ともに不足している状況です。

教育支援の取り組みに高いハードルを設けることなく、高等学生、シニア、民間企業と、多様な人材が協力して子どもたちを支える仕組みが必要となります。また、複雑化する子どもの貧困問題について、課題に取り組み適切に解決していく専門家を育てるスキームが必要です。子どもたちへ継続的に教育支援を届けられる仕組みとして、以下の事項を提案します。

- 教育支援活動に関わる人材を支えるための仕組みを構築
  - ◇ 教員養成カリキュラムへの教育支援活動の組み入れ・履修単位の認定
    - 保育士・小学校・中学校・高校教員向けに、貧困の子どもへの学習方法を学ばせる機会をカリキュラムに追加
  - ◇ 高校・専門学校・大学における持続的な支援者養成の機会の設置
  - ◇ 教育委員会等との連携による退職教員等のシニアボランティアの参加の促進
  - ◇ 国による奨励制度の創設による、企業からの継続的な人的支援（出向等）の促進
- 子ども・若者に関わる人材育成センターの設置
  - ◇ 子どもの貧困領域や教育支援における専門性を持つ人材の育成、NPOのネットワーキングを促進する場の支援

### ④ 行政間・行政と地域の民間団体間の連携強化

子どもの貧困は福祉と教育の両面において複雑に課題が絡み合っており、教育支援を行う上で両方からのアプローチが必要となります。また、それぞれの機関において子どもたちに届ける支援の側面が異なることから、各機関が独立して動くのではなく、行政と民間団体との協力体制が必要不可欠となります。特に、子どもが置かれている課題は地域性によって異なることから、NPO団体等の地域に根付いた民間団体の支援が重要となります。

一筋縄では解決できない課題を各機関同士が連携し解決するべく、以下の事項を提案します。

- 行政間の連携
  - ◇ 各地域で活用している教育支援ノウハウの共有
  - ◇ 生困法の学習・生活支援事業における、教育機関との個人情報の連携強化の促進
  - ◇ 子どもに教育支援活動の情報が渡る（認知される）よう、福祉と教育委員会の連携を強化
- 行政と地域の民間団体の連携
  - ◇ 行政（自治体、学校）と地域のNPO等の民間団体の連携による、虐待や発達障害、その他の理

由で学びや支援から取り残されやすい子どもたちのためのセーフティネットの構築

- 子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に規定する「子ども・若者支援地域協議会」設置の推進
  - 行政と民間団体の間における子どもの情報連携ができる体制づくりの推進とマニュアル等の提示
- 自治体と教育支援団体との連携による「地域づくり」の支援
- 空き家バンクと連携し、教育支援拠点として活用可能な場の仲介支援
- 平成30年6月に各都道府県・指定都市・中核都市に通達された「子ども食堂の活動に関する連携・協力」と同様に、各地域への通達実施

## ⑤ 財源・必要資源の拡充

子どもが抱える課題が複雑化していることから、専門的な質の高い支援や地域の特性を考慮した支援が必要となります。一方で、そのようなニーズや特性を加味した運営を行える財源がなく、教育支援を請け負う団体の善意によって財源を負担している状況です。

教育支援団体が継続的に必要な支援を届け、また子どもたちが生まれた環境に左右されることなく学習機会を選択できるよう、以下の事項を提案します。

- 生困法において、学習支援事業を任意事業ではなく必須事業へ
- 教育支援に関する国の費用負担（補助率）を 1/2 から 2/3 へ
- 教育支援団体への必要資源の拡充
  - ◇ 質の高い教育支援を実施可能な有償ボランティア・スタッフの増員を前提とした予算の配備
  - ◇ 学習拠点までの距離がある地域においては、交通費補助や事業者による送迎等を含めた予算の配備
- 生活困窮世帯への必要資源の拡充
  - ◇ 生活困窮世帯における子ども手当や就学援助の拡充等の経済的支援の充実
  - ◇ 都心と地方における生活保護の受給規定を一律にするのではなく、地域の特性を考慮した規定の変更を

## ⑥ 生活困窮者自立支援法の発展を目的とする調査・意見交換の場の設置

教育支援を行う団体は増加する一方で、団体の取り組みや子どもたちの変容をアカデミックに調査し、研究を基に支援を発展させる枠組みが存在せず、それぞれが独自に活動している状況です。教育支援に携わるすべての団体がそれぞれの知を共有し、より良い支援が子どもに早期に届けられる体制を整備するべく、以下の事項を提案します。

- 生活困窮者自立支援法に基づく「学習支援」を全国的な制度として充実・発展させるために、全国調査と研究を実施
- 次期生活困窮者自立支援法における改正プロセスにて、現場の担い手であるNPOとの意見交換の場を提供

## 2. 学校内における教育支援への提言

### ① 学校内における教育支援内容の見直し

我々は日々学校教育の外で教育支援活動を行っている一方、子どもが1日の大半を過ごす学校内での教育支援が大変重要な場であることを認識しています。子どもが真に自立していくためには、学校内外の両面からの適切な教育支援が必要です。学校外で見えてきた子どもの抱える課題・ニーズから、学校内の教育支援に対して、以下の事項を提案します。

- 義務教育期間における教育費用の無償化
  - ◇ 制服費、教材費、給食費、部活動費、修学旅行費等
- 教師と子どもの相互コミュニケーションが適切に行えるよう、教師一人当たりの生徒数をOECD平均とし、子どものSOSを教師が早期に察知できる体制に
- 高校教育を再チャレンジ可能なフレキシブルな教育システムに転換
  - ◇ 中退しても（他学校も含め）復学を認める柔軟なシステムに整備
- 学校の福祉的機能の充実
  - ◇ スクールソーシャルワーカーの増員と学校での役割の明確化
    - 全中学校区での目標数1万人は3校に1人の配属。子どものSOSを取りこぼさないよう、最低限の目標数として各学校1名以上の常勤配置を
  - ◇ スクールソーシャルワーカーの雇用形態や給与等待遇の改善
    - 法・国の制度と子どもの発達状況を理解したうえで、子どもと学校・行政・民間団体間のコーディネートを行うスキルフルな職務内容の理解促進を
- 奨学金制度の充実
  - ◇ 給付型奨学金の拡充
  - ◇ 入学資金や入学試験費用等も含んだ、奨学金の支給もかねた支援事業の設置
  - ◇ 奨学金受給者へのアフターフォローの設置
- 学校内における生活・就学補助金の情報周知の促進

以上



## 「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」会員団体（2019年2月27日現在 73団体）

NPO法人アーモンドコミュニティネットワーク（神奈川県）、NPO法人あきた子どもネット（秋田県）、NPO法人ア  
 スイク（宮城県）、NPO法人あすなる（神奈川県）、NPO法人あつとすくる（大阪府）、一般社団法人Atlas  
 （滋賀県）、一般社団法人あとり技芸向上支援協会 フリースクール花鶏学苑（岩手県）、一般社団法人アンビ  
 シヤス・ネットワーク（愛知県）、NPO法人eboard（兵庫県）、NPO法人居場所サポートクラブロベ（茨城県）、  
 NPO法人いるかねっと（福岡県）、NPO法人ウィーズ（千葉県）、WEWとかち（北海道）、NPO法人With優  
 （山形県）、NPO法人エスペロ（沖縄県）、認定NPO法人エデュケーションエキューブ（福岡県）、NPO法  
 人沖縄青少年自立援助センターちゅらゆい（沖縄県）、NPO法人おてらおやつクラブ（奈良県）、NPO法人Kac  
 otam（北海道）、認定NPO法人カタリバ（東京都）、NPO法人カローレ（埼玉県）、NPO法人学習支援ヴァ  
 パウス（広島県）、NPO法人キズキ（東京都）、NPO法人キッズドア（東京都）、NPO法人教育研究所（富  
 山県）、NPO法人教育サポートセンターNIRE（東京都）、一般社団法人ぎふ学習支援ネットワーク（岐阜県）、  
 NPO法人Crèche（大阪府）、グリーンコープ生活協同組合ふくおか（福岡県）、高円寺・子ども食堂の会（東  
 京都）、NPO法人こうベユースネット（兵庫県）、港北こども学習会（神奈川県）、NPO法人こころね（千葉  
 県）、NPO法人こどもサポート鹿児島（鹿児島県）、一般社団法人子どものエンパワメントいわて（岩手県）、N  
 PO法人さいたまユースサポートネット（埼玉県）、札幌市若者支援総合センター（北海道）、NPO法人山王学  
 舎（福岡県）、山王ひなた美術教室（福岡県）、NPO法人しげまさ子ども食堂－げんき広場－（大分県）、N  
 PO法人志塾フリースクール（大阪府）、一般社団法人静岡学習支援ネットワーク（静岡県）、湘南DreamKid  
 s（神奈川県）、NPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（佐賀県）、NPO法人STORIA（宮城県）、  
 認定NPO法人3keys（東京都）、認定NPO法人育て上げネット（東京都）、NPO法人ターサ・エデュケーション  
 （群馬県）、NPO法人ダイバーシティ工房（千葉県）、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（東京都）、  
 認定NPO法人Teach For Japan（東京都）、NPO法人TEDIC（宮城県）、一般社団法人寺子屋とんだば  
 やし（大阪府）、NPO法人寺子屋方丈舎（福島県）、認定NPO法人D×P（大阪府）、一般社団法人栃木  
 県若年者支援機構（栃木県）、NPO法人なごみ（埼玉県）、非営利団体東岡塾（愛知県）、NPO法人兵  
 庫子ども支援団体（兵庫県）、NPO法人ビーンズふくしま（福島県）、NPO法人PIECES（東京都）、認定N  
 PO法人フードバンク山梨（山梨県）、NPO法人ブレンヒューマニティー（兵庫県）、認定NPO法人文化学習  
 協同ネットワーク（東京都）、NPO法人まきばフリースクール（宮城県）、NPO法人まちの塾フリービー（東京  
 都）、NPO法人みんなのコード（東京都）、NPO法人もりおかユースポート（岩手県）、NPO法人ユースコミュニ  
 ティー（東京都）、一般社団法人夢らくざプロジェクト（東京都）、NPO法人よのなか塾（京都府）、NPO法人  
 Learning for All（東京都）、NPO法人わたしと僕の夢（福岡県） ※五十音順 / ( ) 内は団体所在地